

令和6年度京都府福祉人材育成認証制度コンサルティング等事業業務 についての質疑・回答

質問：介護職員等ベースアップ等加算支援、特定処遇改善加算及び処遇改善加算取得特別支援に係る企画提案について

内容：介護職員等ベースアップ等加算支援、特定処遇改善加算及び処遇改善加算（以下、「加算」という。）取得特別支援について、仕様書に以下の記載があり、加算に係る令和6年度の見直しのうち、「職場環境等要件」に係る助言、指導等の支援については、相談や助言のみなのか、それとも仕組みづくりを含めた支援を行うことを求められているのか。

【仕様書（抜粋）】

（1）5ページ～

※ベースアップ加算、特定処遇改善加算、処遇改善加算については、令和6年度介護報酬改定に伴い3加算の統合が検討されている。よって、以下の内容については3加算後に新たな加算が創設された場合も、同様の取り扱いとして実施すること。

（略）

（3）事業者への助言・指導等

対象事業者に対し、次の方法等を含め必要な専門的助言・指導等により、対象事業者、ベースアップ加算や特定処遇改善加算を取得もしくは令和5年度より上位の処遇改善加算を取得できるよう支援等を行うとともに、令和6年度内に100以上の事業者がベースアップ加算や特定処遇改善加算を新規に取得できることを目標として支援等を行うこと。

回答：

基本的には相談や助言における支援を想定しているが、支援する中で仕組みづくりも含めた対応が必要ということになれば、京都府と協議の上、実施すること。

なお、相談内容が、認証基準に定める職場環境の体制整備と同様の内容であれば、仕様書2（1）イに定める個別相談会の活用も可能と考える。